

統計調査分科会

第15回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第15回統計調査分科会 議事次第

日時：平成20年7月15日（火）13:40～14:55

場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

- 1 開 会
- 2 財務省からのヒアリング
- 3 総務省からのヒアリング
- 4 統計委員会との連携について
- 5 その他

(傍聴者、財務省関係者入室)

前原主査 それでは、定刻になりましたので、「第15回統計調査分科会」を始めさせていただきます。

本日は御欠席ですが、6月13日付で慶應義塾大学非常勤講師の芳賀麻誉美さんが専門委員に任命されておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題でございますが、財務省及び総務省の検討状況についてのヒアリングを予定しております。

まず、基本方針に挙げられています事項にかかわる財務省の取り組み状況について、国税庁長官官房企画課の笹方主任税務分析専門官から御説明をいただきます。10分ほどで説明をよろしくお願いいたします。

笹方主任税務分析専門官 かしこまりました。国税庁の笹方でございます。

本日は、国税庁の方で実施いたしております民間給与実態統計調査、こちらの民間委託についての現状、そして今後の方向性ということでヒアリングの場を設けていただきましたので、こちらについて説明させていただきます。

お手元でございます資料に沿いまして説明させていただきたいと思っております。

資料2の「民間給与実態統計調査の民間委託について」と書いてありますペーパーの方をお読みください。

その他に、参考として、次のページになりますけれども、「民間給与実態統計調査の概要」と書いてありますペーパーがございますが、こちらの資料の方は、時間の都合もございまして説明を割愛したいと思います。現実にも今のプロセスまでたどっているかという、状況の説明方を優先的に行いたいと考えております。

それでは、説明いたします。

資料の方で、まず1点目、「民間競争入札とする理由」というところがございます。

平成19年10月に改定されました「公共サービス改革基本方針」、これは、平成18年の公共サービス改革法に基づいて制定されたものでございますけれども、こちらの基本方針におきまして、民間給与実態統計調査は平成20年度、つまり本年度でございますが、国税庁で行います包括的な民間委託の検討を踏まえ、平成21年度、来年度からでございますが、公共サービス改革法の対象業務とする方向で検討を行うこととされたところでございます。

国税庁におきましては、従来から民間委託を実施してまいりました。民間委託してきた事務は、調査票等の印刷、印刷物の封入、発送、ちなみに、この統計調査は郵送調査のみをやっておりません。国直轄調査でございまして、地方公共団体等のお力は借りておりません。国税庁の内部組織でございます国税局の方から、直接調査対象者でございます民間企業に対して郵送により調査票を送付しております。脱線しましたが、調査票の印刷、封入・発送、調査対象者から回収した調査票のOCR入力処理、その後の集計に必要なプログラムの作成・修正、そしてでき上がった統計表につきまして、それをホームページに公表したり、そして冊子として作成しておりますが、こちらの方を印刷したりとか作成する作業につきまして、随分前からでございますけれども民間

委託を実施しておりました。

その過程におきまして、この公共サービス改革法の話もございまして、唯一残っておりましたところでは、調査対象者にお送りしました調査票の回収業務と、調査票の記載方法等についての御質問とか御照会への対応、こちらの業務につきましても外部委託できないものかということで検討いたしまして、平成19年度、今年の春のことでもございまして、国税庁の下部組織でございます東京国税局、全国で12の国税局がございまして、この中で首都圏をカバーしております東京国税局におきまして、この調査票の回収業務について民間委託の試行を行ったところでございます。本日の説明におきましては、後ほどになりますけれども、この東京局における試行の状況とかといったものも御披露したいと思います。

このような経緯、そして公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねるという観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえまして、これらの業務を民間に委託する、民間競争入札で行うことが適当と当庁では考えております。

ただ今の説明内容と重複するかもしれませんが、「入札の対象範囲」につきましては、次のページ、裏側になります。簡単なポンチ絵がございまして、こちらに民間給与実態統計調査の流れについて図示したものがございまして、こちらを交えながら説明いたします。図の方を見ていただければと思います。

一番左端が国税庁（国税局）と書いておりまして官の部分でございます。そして中央から右にかけて大きなところ、委託業者と書いておりますけれども、こちらが今回外部委託の対象としております業者の部分の指しておりまして、右端が調査の対象になる事業所になります。

この から までが一連の流れということで一応順番に書いてありまして、一番大きなところで、中央にあります委託業者の部分でございますけれども、A、B、C、Dということで委託のところについては簡単にまとめ書きしております。

最初に、調査票を印刷して発送する業務について、Aというところで、こちらはもう外部委託済みでございます。

そしてBのところ、調査票の回収業務、これが先ほど説明いたしましたけれども、東京国税局で平成19年度に試行を行いました。そして、予定では本年度の末ですから、来年の年明け、春ごろに残りの11の国税局についてもこの外部委託を拡大いたしまして、全国の国税局の回収業務がすべて外部委託されるという予定となっております。

そしてC、データ化業務、「民間委託済」と書いておりますけれども、OCRの読み取り、これは調査票個票のOCR入力の処理でございます。

そしてDのところ、プログラム作成・修正のところでもございますけれども、こちらにつきましても外部委託しております。

そして、外部委託の業者のところは2つに分かれています。A、B、Cの3つの部分と、そしてDの部分ということで2つに分かれていますのは、Dの部分というのは、実は国税庁の方で保有している集計用のプログラムは、本件民間企業実態統計調査以外の複数の統計調査のためにも使用するプログラムになっておりまして、ほかのAからCまでとは分けて調達せざるを得ない状

況にあります。

いずれにしても、A、B、C、この3つの業務が今まではそれぞれ独立の業者、個々の入札によって調達しておりましたけれども、これを来年、平成21年度から、包括的民間委託ということで、すべて一連の過程で一つの業者をお願いしたいと考えている次第でございます。

資料の本文の方に戻ります。入札の対象範囲の2ポツ目でございますけれども、統計調査業務のうち、逆に民間委託できていない部分は何かといいますと、国の政策立案と直結する、調査内容でありますとか調査方法の策定等調査の企画業務でありますとか、あと、最終的な結果表の作成、つまり集計の業務であったり、その内容を精査する事務であったり、そして公表に係る事務でございます。あと、全体的な統計の質の向上、そして維持、そちらを図るために必要な民間業者への指導・監督の事務、こちらにつきましては国が行うべきと考えておりまして、そういう形で進めたいと考えております。

そして、先ほどポンチ絵の方で説明しましたけれども、実は、この統計調査といいますのは、秋口から始まりまして翌年の秋、9月末に公表するという形で、秋から秋の、要は会計年度で言いますと2年間にまたがるような事務処理になっております。どうしても2年間ということ、一連の流れで考えますと、国庫債務負担行為を使いまして2年契約という形の委託形態になるかと思っております。

更に、当面考えておりますのは、【契約期間】のところに記載しておりますが、入札等の実施予定時期は、来年、平成21年春、5月ぐらいを目途として入札を行いまして、21年の秋、9月から落札者による事業を実施するという方向で考えております。契約期間につきましては、2年度にまたがる委託になるわけですが、これを2回分の調査をやるということで、都合3年度にまたがる国庫債務負担行為を活用した調達を予定しております。平成21年分以降の実施の調査に関しては、前述の入札の対象範囲で、21年9月の秋から23年6月にまたがる委託内容となります。ちなみに、なぜ6月で終わっているかといいますと、調査の完了は秋口までと申しましたけれども、最後の集計と公表のところ、こちらは国の事務になりますので、委託部分は、最終的には春で終わるということです。OCR入力までの業務を外部委託する、つまり、集計の手前までの過程ということで6月までで終わるという形で考えております。繰り返しになりますが、当初は2年分の調査、つまり会計年度で言うと3年間、ちょっとずれてきますけれども、3年間の計画ということで考えている次第でございます。

それで、先ほど「後に申し上げます。」と申しておりました東京局の状況とか現在の検討状況について、簡単に説明いたします。

東京局の方で今回、回収業務につきまして、全国の12の国税局に先立ちまして先行的に外部委託を実施したわけでございますけれども、その結果、トータルとして事務量、つまり内部職員なりアルバイトに頼んでいた事務量はかなり減っております。内部の職員でも3分の1ぐらいの事務量が軽減されましたし、もともとアルバイトをかなり使ったりもしておりましたが、アルバイトのできる簡単な事務はほとんどゼロになりました。

ただ、良いことばかりではございませんでした。回収率の方が若干低下しました。国税庁のこ

の調査につきましては、従来80%の回収率をずっと維持してきた経緯がございましたけれども、ここ数年、これは外部委託とは直接関係ございませんが、やはりいろいろな統計全体を取り巻く環境の変化によりまして、大体7割台で、最近ですと7割5分、75%という形で回収率を維持しておったのですが、今回の東京局の数字だけを見ますと、東京局は75%から今年は71%、約4～5%ですが低下しております。

回収率が低下した原因は何かということで、今のところ分析をずっと行っている途中なのですが、1つ大きな原因としましては、初めて外部委託したということもありましたが、次のような原因なのではないかと考えております。通常、調査票を発送した後に、期限までにその調査票を提出していただいている方に対しては、督促でありますとかご確認のための照会を行っているのですが、その照会をはがき等で送っておりまして、そのはがきの送り元といいますか発信者名を、この外部委託した業者の名前で送らせたというのが一つ失敗だったのかなと思っております。これを踏まえて、今度全国に展開いたしますけれども、発信者を国税局もしくは国税庁の名前にした上で連絡先として民間業者の名前を使うなど、そういった話は、テクニカルな話かもしれませんが、いろいろな細工が必要になってくるのではないかと考えております。ただ、事務量はかなり減ったということで、先行実施の割には良かったかなという感触で考えております。

それと、事務量削減の観点から申し上げますと、せっかく外部委託する以上は、国税局なり国税庁の事務量を可能な限り減らしたいという思いがございまして、一方で、先ほどの話のように発信者を外部業者の名前にすると問題があるし、内部の国税局の名前を書くと質問は国税局にかかってくるとか、そういうジレンマもございまして、ちょっとこれは、これからの検討において苦勞のしどころかなと思っております。

一方、併せて来年以降に導入を検討しております包括的民間委託の実施に先駆けまして、幾つかの統計のプロパーでございます民間の業者に、包括的民間委託した場合にどのぐらいの予算がかかるのかということで見積もりを取ってみた状況でございます。

実は、そこで一つ気になっているのが、今までばらばらに入札してきた経緯があったのですが、トータルで一つの業者をお願いしたところ、予算面だけ見るとコスト高になっております。まだ数少ない幾つかの業者に聞いている段階ですので確定的な状況とは申せませんが、1つは、当庁における調達、今までどうしても最低限の価格で入札もやってきたという自信もございまして、各個別の委託業務について、それぞれのパートでミニマムコストでの調達ができていたのではないかと。それを1業者にまとめて外部委託することによって、やはり全体的には、いくらプロパーと言われている業者さんであっても、例えば印刷業に関しては印刷のプロパーに任せられた方が作業が早いとか、もしくはコスト安になるとか、そういったところもあるのかなと思っております。今のところ、見積もりを取った段階では若干コストアップになっているという懸念材料がございます。

ただ、いろいろ分析をしている最中ございまして、中には、こういった外部委託をする際には、受託する会社にとってはそれなりの初期投資が必要な会社もございまして、そういったインシヤルコストをいかにして平準化してあげるかということも我々の検討のしどころだと思っております。

まして、それも踏まえて、1年分の調査だけだときっとコスト回収ができないのだろうということで、初年度は2年分の契約をしようというのが、先ほど説明した当初の試行といたしますが、包括的民間委託に当たっては2年分の調査をやろうと考えている動機の一つでございます。イニシャルコストの費用回収のための策であります。

それともう一つは、恐らくこういった仕事というのは、いかにプロパーの統計業を専門とされている会社であっても、やはり統計調査によっていろいろと内容が違ってまいりますので、この民間給与実態調査についてのノウハウといったものを蓄積するには、1回分の調査だけの契約ではなかなか不十分かなと。これは、当然民間側もそうですし官側もそうです。調達に当たっているいろいろなノウハウを蓄積するという観点もございまして、単年分よりも2回分の調査の方がいいのではないかというような観点から、2回分の調査を予定しているということで考えています。

勿論、これらにつきましては、まだ予算要求の段階でございますので、予算の状況によって変わってまいりますけれども、今のところ検討の方向性というのは以上のような状況になっております。

国税庁からの説明は以上でございます。

前原主査 大変明快な御説明をいただきましてありがとうございます。段取りよくお進めいただいているので大変ありがたく思います。特に、督促作業を誰の名前でやるかというのは、調査員のときも確かに問題になる場所ですので、そうだなと思いました。

それでは、委員の皆さんから御意見、御質問をよろしく願いいたします。

廣松専門委員 この事実関係で、東京国税局の方で19年度に試行的にやっていただいた対象数はどれぐらいですか。

笹方主任税務分析専門官 こちらのほうは、全国の事業所で、全国合わせますと2万9,000の事業所に対して発送しておりまして、うち75%ですから2万1,000ぐらいの企業から回収されているのですけれども、そのうち東京局は約1万。東京局だけでもかなりの規模になりまして、半分近くの民間企業に対して発送を行いました。そのうち回収があったのが1万件のうちの7,000件ということなんです。

高橋専門委員 そうすると、今度、各12の国税局がそれぞれ民間入札をするわけですか、あるいはまとめて、どういうふうな形でやるんですか。

笹方主任税務分析専門官 今のところ、調達は国税庁で一括調達する予定でございます。

高橋専門委員 そうすると、民間で一本でぱっと取るということも可能なわけですか。

笹方主任税務分析専門官 そうです。回収先をもしかすると一つの民間のところすべて集めるという方法もありますし、心配な方には、国税局に送ってもらって、そこからという方法もあります。そこは思案のしどころでございます。

廣松専門委員 先ほど印刷の例等を挙げられましたけれども、受託をした民間事業者が再委託をすることは認める形ですか。

笹方主任税務分析専門官 そうですね、基本的には再委託は認めざるを得ないかと思っております。

ます。

廣松専門委員 わかりました。

それと、確かにその督促をするときの名称が問題となりますね。ほかの調査では調査事務局、例えばここだと「民間給与実態統計調査事務局」というような名前を使って回収とか督促をやった例もあるように思います。おっしゃるとおり、国税局という名前がいいのかどうか、確かに純粋の民間企業者の名前だと回収率に影響するかもしれませんね。

笹方主任税務分析専門官 特に、統計のことに限らずのことではありますが、国税のブランドを使う不正も時々マスコミ等に出てまいりますので、それをフォローアップするための策が何かないかというのが思案のしどころでございまして、例えば、国税庁ではホームページを当然持っておりますが、そちらに統計表も掲載しておりますけれども、そちらの方にきちんと外部業者の素性を明らかにして、この業者から相談があった場合は、それは間違いなく国税庁の委託業者でございましてということを広報するといった手を考えてもおりますし、いろいろと試行錯誤してみたいと思っております。

鈴木専門委員 今の説明をお聞きしまして、民間が取り組みやすいように非常に配慮されていると思います。先ほどの回収率の件ですが、民間に出したところ70%ぐらいになってしまったと。実際にこれから契約するに当たっては、この%というのはどのぐらいを、どこまでよしとするのかということはあるんですか。

笹方主任税務分析専門官 ボーダーとしては、この東京局の試行は最低レベルだと思っております。なぜなら、東京局は一見成功裏な結果となっておりますけれども、まだまだ改良策を検討すべきことが多いということですから、これを下回ることはあり得ないと考えておりまして、そこで何とか知恵をいろいろ出したいのですが、まだ今のところ未検討の部分も多々ございまして、7割ぐらいは維持したいなど。もし7割がどうしても無理でしたら、調査票の発送件数自体を増やさざるを得なくなりますし、逆にそうするとまた、広く民間の方々に御迷惑をかけるきっかけにもなりますので、その辺のバランスが難しいところではあると思います。

鈴木専門委員 契約に当たっては、非常に問題になるところだと思うんです。総務省の試験調査等を見ますと、回収率を上げるために非常に経費がかかったというような報告も出ておりますから、いかにそれをうまくやっていただくかということが重要ではないかと思えます。よろしくをお願いします。

椿専門委員 東京局の民間委託ということに関しての回収率の問題はありますけれども、先ほど、実際に局というか国税庁の方が管理にいろいろな手間暇がかかるというよりは、十分手離れしてもらった方がありがたいということはあるかと思うんですが、実態としては、業者とのコミュニケーションとかいわゆる管理の部分では、東京国税局の場合はどれくらいかかっていたか、どういう問題が特に起きていたかというような話はございますでしょうか。

笹方主任税務分析専門官 大きな問題はなかったと思います。まだ包括的民間委託ではございませんので、どうしても回収した業者から、次はOCRの入力業者への引渡しとかという話が出てきますので、若干、当該職員と業者との間のデータのキャッチボールとか、現在調査票が何件

来ているのかといった管理の状況、そういったキャッチボールに手間がかかったとは聞いております。とはいっても、従前、職員が自ら回収のための督促をすることに比べたら全然、雲泥の差ではございます。そのように聞いております。

椿専門委員 この部分が包括化する方が、先ほど若干コスト高になるとおっしゃられていましたけれども、その部分のいろいろな面倒くさは、国税庁側はなくなるという話ですね。

笹方主任税務分析専門官 そうですね、そういう意味ではございます。

先ほどコストアップと申しましたけれども、コストアップの件で、何社かの見積もりの中で一番コストアップになっていたのは、実は回収のところというよりも印刷や用紙代のところにありました。それに関しては、先ほど廣松委員がおっしゃっていましたが、例えば印刷の専門業に再委託するという手もあるのでしょうかし、もしくは、最悪の場合は、印刷の紙は国税庁の方から供給して業者の方は印刷だけという形に持っていくとか、要は、物の代金のところが結構かかるといいたいです。我々は今までよほど安く紙を調達していたんだなという気はしますけれども、今の見積りよりも悪くなることはないと思います。また、複数社やってみますと、恐らく入札の場になってきますと競争原理が必ず働くとも思いますので、今後そこはもう少し検討してまいりたいと思います。

高橋専門委員 督促というのは郵送でやっていらっしゃるわけですね。郵送1回ですか。

笹方主任税務分析専門官 郵送は2回やっております。

高橋専門委員 2回やっているんですか。

笹方主任税務分析専門官 調査票を1月に送付して、2月の半ばが一旦期限になっています。なかなか2月の半ばといっても提出されない方が大半です。実際のバックデータとして、細かな数字ではないですけれども、大体50%、半数の方がこの期限までに提出していただいております。それで、2月の半ば以降に2回督促をかけます。2月と3月と。それによって最終的に7割5分ぐらいまで持ち上げるというような状況で今まで推移していたんですけれども、今回の試行結果を見ますと、一番最初の期限前に出した調査対象者の数はやはり5割ぐらいまで行っておったんですが、そこからの伸びが従来とは違ってまいりました。それで最終的に7割で止まってしまったというところで、その辺はちょっと改善しなければいけないと思います。

高橋専門委員 それを電話でやると大変ですかね。

笹方主任税務分析専門官 基本的には、ハガキで送りまして、御質問等がありましたら電話でという形は維持したいと考えております。但し、回収率が悪い原因は、時期的にもまずいためなかもしれません。ちょうど年明けぐらいにお送りしているというところでもありますから。かと申しまして、統計の早期公表という点もありまして、ただでさえ9月末に毎年公表しておりますけれども、9月末というのは遅過ぎるのではないかとこのところもございまして、年明けの忙しい時期なのかかもしれませんが、民間の方々に御迷惑をかけているという経緯がございまして、このため、どうしても最終的に7割5分に行き着くのは3月の末日ぐらいという感じになっているのが現状でございます。

廣松専門委員 もう一言。一番後ろに予算額が書かれていますが、これは1年分ですか。

笹方主任税務分析専門官 はい、1年分でございます。

廣松専門委員 では、契約というか、今回入札するのはこれの2倍ぐらいがめどになると考えればよいのでしょうか。

笹方主任税務分析専門官 そうです。2年分であればそうですね。

ただ、これは若干、先ほど言いましたOCR関係のプログラムのコストとかは入っておりません。それと、入札ということもございまして予定価格になりますので、若干ラウンドになっておりますので御了承ください。

前原主査 先ほどの集計のところは国税庁の方でなさるということですが、集計まで任せるとするのは可能なんですか。

笹方主任税務分析専門官 一応、念頭には置いております。この場ではちょっと言いにくいのは、今すぐにできるかと言われると、ちょっと言いにくいのですが。

前原主査 なるほど、わかりました。

笹方主任税務分析専門官 集計事務自身は、実は集計というのは、本当にコンピュータにデータを入力すると瞬時にできるものですから。

前原主査 ですから、変だなと思ったんです。

笹方主任税務分析専門官 そうなんですね。逆に、瞬時にできるから我々がやっても変わらないということで、特に外出しをしております。

前原主査 そのほかよろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、次回の公共サービス改革基本方針を改定する際に、本日御説明のありました内容につきまして、そこにどう反映するのか、当方と十分に意見交換をしながら整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これで財務省からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。御苦労さまでした。

(財務省関係者退室、総務省関係者入室)

前原主査 お暑いところ御苦労さまです。

それでは、続きまして、総務省からのヒアリングを行いたいと思います。

本日は、平成21年に実施を予定されています全国消費実態調査について、その検討状況を中心に、総務省統計局統計調査部調査企画課の杉山課長から御説明をいただきます。説明は10分程度でお願いいたします。

杉山課長 それでは、調査企画課長の杉山でございますが、私から説明いたします。

お手元の資料3というものをごらんください。まず、これの2ページ目をごらんください。平成21年に実施を予定しております全国消費実態調査の概要について簡単に御説明します。

この調査ですが、「ねらい」としましては、国民生活の実態につきまして、家計の3つの側面(消費・所得・資産)について調査しまして、生活水準とか消費構造、あるいは所得分布等を総合的かつ詳細に明らかにするというものでございます。私どもの方で毎月やっております家計調査を更に詳細にしたようなイメージでとらえていただけたらと思います。

「調査の概要」ございますが、調査期間としましては、来年の9月、10月、11月の3カ月間連続で調査いたします。

調査地域としては、すべての市、それから全国の約220の町村ということでございます。

調査対象としまして、家計簿について調査するのが約5万8,400という数でございます。内訳としましては、調査員が調査するものが5万6,800、今度新しく導入しますモニターにつきましては1,600という内訳でございます。それと合わせて、個人収支簿という、かつて小遣い帳と呼ばれていたものですが、それについて約700について調査することになってございます。

それから、調査事項は、ここにございますように収入や支出に関すること、あるいは貯蓄の現在高、主要耐久消費財等々について調べるということでございます。

調査の流れにつきましては、法定受託事務としまして、都道府県、市町村を經由して調査するという形をとってございます。調査員調査が原則ということでございます。

それから、「結果の利用」につきましては、諸種の経済社会問題に関する施策の立案等で使っているというところでございます。

以上が調査の概要でございますので、1枚戻っていただきまして、「民間開放の取組」について説明いたします。

この調査は5年に1回やっているものでございますが、「課題」として、一番上に書いてございますように、まず左側の欄ですけれども、調査環境がかなり変化してきているということがございます。プライバシー意識の高まりでございますとか、オートロックマンションの普及といったこれらの事象により、調査客体に接すること自体がなかなか難しくなっているという状況でございます。

あるいは、右側の欄ですけれども、調査の効率化の要請ということで、平成21年には、実は経済センサスが実施されたりします。かように大きな調査が集中する年でございますので、現場の方々の負担面を考えますと、できるだけ効率的な調査を考える必要があるということでございまして、その見直しをする必要があるということ。近年のインターネットの普及などを踏まえて、IT技術も大いに活用すべきであるということが課題としてございます。

こういった課題を踏まえまして、真ん中の欄でございますけれども、「民間事業者の活用を取り入れた方策」ということでございまして、まず、これまでは、すべて調査員が現場に出向いて調査をしていたのですが、今回は、全く新しい方式として、単身の世帯のみということですが、モニター方式といったものを導入することを考えてございます。これは、あらかじめ民間事業者が抱えておりますモニターを有効活用して効率的に行うという発想で考えているものでございます。

そのモニターの対象としましては、点線で囲ってあるように、特に調査が難しい中年とか若年、この世代の方々を念頭に置いてあります。若年というのは大体30歳未満、中年というのは30歳以上60歳未満といった層を念頭に置いているものです。それについて登録モニターを活用しますということです。

実は、黄色い枠で囲ってございますように、いきなり本番ということではなくて、今年の2月

に試験調査をやっておりまして、今これの分析をしているところでございます。おおよそこの試験調査と同様の世帯について、家計調査でやっている世帯を抜き出しまして、それと対比する形で、どの程度のパフォーマンスかを分析してございます。大まかに申し上げますと、現時点で分析している限りでは、何とか使えそうかなというところでございます。更に詳細を詰めた上で、これについては今後の段取りとして統計委員会の方にお諮りしますので、そこでまた審議いただくということを考えてございます。

それから、右側の欄のIT技術の活用でございます。こちらにつきましては、希望する調査世帯に電子調査票で回答いただくという仕組みを考えてございます。これは、今、4月から稼働しております政府の共同利用システムを使いまして、PDFとかEXCELによる調査票を設計して使おうということを考えてございます。

あと、そのほかに、もう昨年からは開始していると言えいいのでしょうか、コールセンターですね。大規模な周期調査につきまして、昨年、就業構造基本調査におきましてコールセンターを設置して一定の成果を収めております。これについては、本年度実施します住宅・土地統計調査でも同様にコールセンターを設ける予定にしております。そういった動きを踏まえながら、来年の全国消費実態調査につきましても、コールセンターを設置して所管業務を効率的にやろうと考えてございます。

以上、民間活用の方策のあらましは以上でございますけれども、「今後の予定」でございますけれども、全く新しい試みもございまして、来月中を目途に、地方公共団体の方々、あるいは民間事業者、更には民間開放に一言のある有識者の方々にも御意見を聞いて、考え方を整理していきたいと考えてございます。

それから、今年の秋ぐらいに統計委員会に諮問する予定でございます。そこで具体的な実施計画について策定するという流れになります。

あと、最後の3ページ目に「今後想定される主なスケジュール」を書いてございます。実は、今、民間開放、民間活用ということが統計委員会で言われているんですけども、ここにいらっしゃる廣松先生を座長に、第4ワーキングで今検討されていまして、そういった動きも踏まえながらこの検討は進めたいと思っております。基本計画そのものについての検討は、年内に統計委員会で答申が出て、来年春ぐらいに閣議決定と聞いてございます。

私どもの所管している調査につきましては、今日お話ししました真ん中の欄の全国消費実態調査につきましては、秋ぐらいに諮問して、年明けぐらいに答申をいただくという流れでございます。調査は平成21年9、10、11月の3カ月です。そのほかに、6月に御説明しました経済センサスの関係、これも順次詰めていきまして、これは8月ぐらいに答申をいただく予定になってございます。

あと、その他の調査につきましても、ここで御指摘いただいた点を踏まえながら、順次作業を進めている状況でございます。

私からは以上でございます。

前原主査 ありがとうございます。

調査員さんのお話を聞いても、最近は、御説明があったようにオートロックマンションで大変難儀をしておられるということを知っていますので、こういうモニター方式とか新しい試みをされるということで大変注目しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、御意見、御質問等、各位よろしくお願ひいたします。

高橋専門委員 今のこの消費実態調査で、対象となる調査対象の方には、これは謝礼というのは行っているんですか。家計調査の場合ですと謝礼みたいなものがありますよね。そういった形でこれは行っているんですか。

木村調査官 行っております。

高橋専門委員 同じような形で。

木村調査官 若干、家計調査よりお安くなっていると思いますが、同じような水準でお払いしております。

高橋専門委員 すると、今度民間のモニターの方にも、そういった形での謝礼的なものは、どういう形になるのでしょうか。

木村調査官 一応、想定としては、同じような形で謝礼を差し上げるということを予定しております。

高橋専門委員 わかりました。

前原主査 いかがでしょうか。

廣松専門委員 確認ですけれども、ITを活用したオンライン調査で「希望する調査世帯には」とありますが、これは単身世帯には限らないわけですね。2人以上世帯でも、希望する世帯があれば認めるということでしょうか。その意味では、ここの部分で特に民間事業者を活用するというわけではない。これは政府共同利用システムを利用するのですか。

木村調査官 システムそのものを活用するというのではないんですけれども、この電子調査票をつくる際のその作成については、ちょっと内部ではできないものですから、民間事業者の方にお願ひしてつくっていただくという形になります。

廣松専門委員 そういう意味で民間事業者を活用するということですか。わかりました。

椿専門委員 民間調査会社が登録されているモニターさんからいろいろな情報を収集する仕組みというのは、おおむね、その会社が持っている仕組みというのがありますよね。そういうものの上に、もう割と自由度を持って今回の調査は乗っかっていただいているという考え方、その部分の裁量をかなりやりやすいようにやってもらうという考え方でよろしいわけですね。

木村調査官 2月の試験調査では、一応そういう形で登録されている方々に対して募集をかけたということをお願いしたんですけれども、ただ若干、必ずしも、今回ちょっと準備期間が短かったこともあって、それだけでは取れないようなところもあったものですから、更に今後少し、そういった場合どうするかといったことも含めて検討したいと思っています。

椿専門委員 この辺は、民間調査会社というか、こういう登録ウェブ調査や何かをやっている場合には、そのモニターさんをどれくらい抱えているかというのが各社の恐らく競争力の源泉になっているような気がいたしますのですけれども。

あと、逆にこのモニター調査、民間調査会社が出してくる結果を最終的に調査員調査のいろいろな情報と互換して使っていくということに関して、この質というんですか、今までですと割と何%ということになって、結構モニターさんがどういう方であるかということ自体まで、母集団からのサンプリングとちょっと違うので、割といろいろな研究課題が、民間だけではなくて統計局側にもあるのではないかと理解するんですが。

木村調査官 結果の推計方法ということに関しては、ちょっとこれから考えていかないといけない課題とっております。

前原主査 バイアスが発生する恐れはありますよね、得手、不得手があるからね。

木村調査官 クォータサンプリングということで、性別とか年齢別で割り当てをしていくものですから比較的バランスの取れたサンプリングにはなるんですけども、それが通常やっている統計的な形ではないものですから、どうなるかというのは、今後ちょっと検討したいと思っております。

前原主査 そのほか、いかがでしょうか。

廣松専門委員 そうすると、全国消費実態調査の集計及び公表としては、混ぜた形です予定ですか。それとも、別々に、すなわち、モニター側はモニター側だけで集計・公表するのですか。

杉山課長 モニターはモニターで分けて、多分、参考系列みたいな形で出ると思います。

前原主査 なるほど。そうすると、ある程度時間をとって安定性があるとなったらということですね。

そのほかよろしゅうございますか。

鈴木専門委員 この調査対象、調査員調査で5万6,800世帯あるのですが、この中には、モニター調査で選ばれるような世帯というのは一切入らないのでしょうか。入ってくることもあるのですか。

杉山課長 それは完全に分けていまして、家計簿の5万8,400の内訳として、5万6,800は調査員調査ということで、これは2人以上世帯プラス単身世帯で、それらを除いてモニター調査を受ける単身世帯が1,600という整理でございます。

鈴木専門委員 わかりました。

前原主査 よろしいですか。

事務局 ちょっと事務局からよろしいですか。これまで法定受託事務の民間開放ということで、地方公共団体の御判断によって、地方公共団体単位で包括的に委託という、今まで、就業構造基本調査の越前市のような取組みがあったわけですが、今回のこの全国消費実態調査につきましては、同じような形での民間開放の取組みというものもやっていくおつもりなのか、ちょっとそのあたり。恐らく8月を目途に地方公共団体の意見を聴きますということですので、そういったものを踏まえながら御検討というか御判断となるのかとは思いますが、ちょっとそのあたりをお聞かせいただければ。

杉山課長 確かに、就業構造基本調査以降4つぐらいの指定統計につきまして、地域単位で行っている実査業務を全部まとめて委託できるようにということで環境整備をやってきてございま

す。それは、都道府県が持っている仕事を市町村に下ろせるように政令改正をするということをやってきてございます。

これにつきましては、ただ、実際やったところ手を上げたのは越前市だけだったという経験がございますので、これから、やはり同じような、本当にニーズがあるかどうかは、今、御指摘あったように、都道府県の方々あるいは市町村の方々によくお聞きした上で判断していきたいと思っております。

先般来、私どもの方から柔軟な対応をしたいと申し上げておまして、勿論、地域単位でもできることはやっていただきたいと思いますと思っております。これまでもいろいろな形で、地方の御判断で広報業務とか民間の力をかりてやってきてございます。そういったことで、パッケージでやるようなことがもしあるようであれば、それは推進したいと思いますし、あるいは情報提供等をしてそれを後押ししたいと考えてございます。

前原主査 そういう意味では、越前市と違って、成功事例になりやすいような地域について、もし実施例ができると非常にありがたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

杉山課長 こちらも十分そのヒアリングをした上で判断していきたいと思っております。

前原主査 それでは、総務省におかれましては、法定受託事業の民間開放について、今後どのように取り組んでいくか十分に検討を尽くしていただいて、改めて当分科会のヒアリングに御対応いただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、総務省からのヒアリングを終わらせていただきます。ありがとうございました。

(総務省関係者退室)

前原主査 それでは次に、統計委員会との連携について事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 統計委員会との連携についてということでございますが、御存じのとおり、現在統計委員会においては、基本計画の策定に向けまして、基本計画部会のもとに4つのワーキンググループを設けて検討が進められているところでありまして、民間事業者の活用により方につきましては、そのうち第4ワーキングにおいて検討されているところであります。

その第4ワーキングにおけるこれまでの検討について報告としてまとめるということであり、先週8日火曜日の第4ワーキンググループ会合で、お手元の資料4の「報告骨子(修正案)」が示されたところであります。本日は、この「報告骨子(修正案)」の中で、民間事業者の活用のあり方についてどのように書かれているか御紹介させていただきます。

なお、こちらの資料は7月8日の会合で示されたものということで、当然、8日の会合での議論を踏まえた修正も入ることになりますし、また、更に肉付けした上で報告書案になっていくという、あくまで途中段階のものであるということをお願ひいたします。

では、資料4の4ページをごらんいただきたいと思います。こちらの2の「民間事業者の活用の在り方」でございますが、報告の全体的な構成としましては、(1)として基本的な考え方、(2)として取組の方向性、(3)として具体的な措置、方策等といった構成になっております。

まず、(1)の基本的な考え方のところをごらんいただきたいと思います。まずアとしまして、基本的な考え方(活用の目的等)ということで、統計調査業務の効率的な実施のため、統計

の品質の維持・向上、報告者の秘密保護及び適正な業務遂行を確保しつつ、民間事業者の履行能力等を踏まえて、民間事業者を効果的に活用していきましょう。

そして、民間事業者の活用は、活用それ自体を目的とするものではなく、厳しい財政事情の下で新たな統計ニーズに対応するための一つの方策として、統計調査業務に民間事業者の創意工夫等を取り入れることによる当該業務の減量・効率化やコスト削減等を実現するためのもの等々といったことが、基本的な考え方ということで書かれております。

今の現状でございますが、従来、関係府省は、民間委託に係るガイドライン等に基づきまして、統計調査業務において民間事業者を活用してきており、これに加えまして、近年では、規制改革・民間開放3か年計画（再改定）等に基づき、ということで、この「等」の中には公共サービス改革法も入っているという理解でございますが、等に基づきまして、指定統計調査の実査業務においても民間事業者を活用してきているというようなことで現状が整理されております。

一方、現時点の民間事業者における統計調査業務の履行能力につきましては、「調査員による実査」業務の場合、確保可能な調査員は大手事業者でも1社当たり1,000人程度であり、かつ地域的に偏在といった現状であるとされております。

それから、次の・にありますとおり、民間事業者の活用については、活用が適当な業務分野の明確化、統計の品質に関する目標の設定、受託業務の実施に係る官と民の連携方策、受託業務の採算性等が課題というようなことで現状整理がされております。

5ページの方をごらんいただければと思いますが、ウとしまして、民間事業者の活用推進のための方策の必要性ということで、統計調査業務の効率化等の観点から民間事業者の活用が重要であり、その推進のため、活用の前提、民間事業者の履行能力の現状、活用に係る各種課題を踏まえ、以下の方策を実施することが必要ということで、
、
、
というものが上げられているというようなことでございます。

(2)の取組の方向性でございますが、まずアとしまして、民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等ということで、「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等は、活用による効率化等が見込める場合、積極的に民間事業者を活用、とされております。

なお、「調査員による実査」業務につきましては、先ほどもありましたが、現時点の民間事業者の履行能力を勘案すると、能力・経験を有する調査員を十分に確保できない等の恐れがあるということで、活用の可能性を十分に検討する必要があるとされております。

特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じる可能性があるため、慎重かつ十分に検討ということで、以下の調査ということで、
としましては、国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査。
として、一定の行政分野又は生活分野における国の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査。6ページに行きまして、
としまして、閣議に報告されるなど調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査。この
、
については、そういったものについて、調査員調査で民間事業者を活用するような場合については、慎重かつ十分に検討というようなことが書かれているということでございます。

それから、6ページ、イの部分ですが、民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備ということで、(ア)としまして統計品質の維持・向上等の確保措置ということで、として統計の品質に関する目標の設定及び明示、として統計調査の実施プロセスの管理、として国民・企業への広報・啓発活動の充実等が書かれております。

次に、(イ)としまして、民間事業者のより効果的な活用のための措置ということで、として前回調査等の実施状況に関する情報の募集要領への反映、として関連性のある業務や調査横断的な共通業務の一括委託、として委託契約の長期化、として受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等というようなことが書かれています。

7ページの方に行きまして、ウとしまして、民間事業者の活用方法に関する不断の見直し・改善ということで、(ア)統計の品質に係る指標等に関する検討、(イ)として民間事業者の履行能力の継続的な実態把握、(ウ)としまして民間事業者の活用化の検証というようなことが書かれています。

そして、7ページの真ん中あたり、(3)として、具体的な措置、方策等というようなこととさせていただきます。

まず、アとしまして、民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等ということで、先ほどと多少ダブりますが、民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査は、これらの調査に係る「調査員による実査」業務での活用については、民間事業者の履行能力の現状等を踏まえ、所管府省において、その可能性を慎重かつ十分に検討とされております。

イとしまして、民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備ということで、そのまま読みますが、「総務省(政策統括官)は、関係府省と連携し、平成 年度末までに「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映。」、ウとしまして、民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善、統計の品質に係る指標等に関する検討ということで、「関係府省は、平成 年度に統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置。」としまして、民間事業者の履行能力の実態把握及び活用効果の検証等ということで、「関係府省は、統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、平成 年度にこれらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催」というような内容で、民間事業者の活用のあり方については以上ようになっております。

なお、昨日開催されました統計委員会基本計画部会において各ワーキンググループの審議状況について報告されておりましたが、第4ワーキンググループからは、アウトプットの方角ということで、この報告骨子(修正案)における各検討分野の(3)の「具体的な措置、方策等」の部分抜き出したものが報告されておりましたことを申し添えます。

事務局からは以上でございます。

前原主査 ありがとうございます。

本件につきましては、まず最初に、第4ワーキンググループの座長の廣松先生から御発言をいただきたいと思います。よろしく願います。

廣松専門委員 今日、資料4として配布していただきましたのは、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、7月8日付のものの修正案でございます。今後の予定としては、7月29日にこれを最終的にワーキンググループとして取りまとめて、8月20日に統計委員会の基本計画部会の方に報告をするという予定をしております。

大きなところで、目次をごらんいただきますと、ローマ数字の 、 がございますが、一応今の一番下に4として新たな項目を追加する予定であります。つまり「ITの活用に関する研究開発」というものをもう1個付け加える予定でございます。

この報告書自体をごらんいただければ、全部名詞止めになっておりますし、まだ文章としては完成しておりませんので、今その作業をやっているところです。同時に、それを各府省、当然この監理委員会の方にもごらんいただいて、御意見を伺い、それを反映した形で最終取りまとめをしたいと考えております。

7月8日の段階で幾つか意見が出ましたので、修正を考えています。

具体的に、まず4ページで、イの現状の3つ目の・のところで、「現時点での民間事業者における統計調査業務の履行能力は」というところですが、ちょっとここが余りにも細か過ぎるというような指摘がございました。この書き方では民間事業者に対してあまりにも厳し過ぎるのではないかという意見も出たものですから、そこはもう少し修正する予定でございます。

それから、同じような趣旨で5ページの取組の方向性のアの2つ目の・のところで、2行目から3行目にかけて「能力・経験を有する調査員を十分に確保できない等の恐れがあるため」、そこに少し文章を加えないと、その次の「民間事業者の活用の可能性を十分に検討」という文章とうまくつながらないのではないかという指摘もございまして、そこも少し修文する予定でございます。

それから、ここが大変議論になったところですが、5ページから6ページにかけて、統計サイドから慎重かつ十分に検討すべき分野ということで から まで入れております。特に に関しまして指摘がございまして、この書き方で、文字通り「閣議に報告されるなど調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査」というのでは、読み方によっては大変広く読めるということになってしまうため、もう少し限定すべきではないかというような意見がございました。そこも修文する予定で、そのときに出た案としては、例えば、「閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査」として、そこに労働力調査、小売物価統計調査、家計調査等が例示されておりますが、そういう形でもう少し限定的な表現に修文する必要があるだろうと思っております。

先ほど言い落としてしまいましたが、一応構成として、基本的な考え方、それから(2)の取組の方向性というは、どちらかというと中長期的な取組の方向性で、(3)の具体的な措置、方策等というのが、一応この基本計画が5年ぐらいをめぐりに立てることになっておりますので、その間に実

際に行動を起こすというか、やるべきことというような位置付けにしております。

戻って恐縮ですけれども、6ページのイ、民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備というところで、(ア)のと でございますが、この点に関しては、いわば民間事業者に限ったことではなくて、国が現在行っている統計調査においても、統計の品質に関する目標の設定とか明示とか、あるいは実施プロセスの管理等は必要であろうということで皆さん大体合意いただいていると思っています。したがって、この点に関しては、先ほど申しました今後の具体的な措置のところ、国も含めて、統計の品質だとか実施プロセスの管理に関してはもう少し詰めて考える必要があるということで、そういう検討をする場を設けることを提唱しております。

のところは、これは先ほど、例えば国税庁の担当者の方からも説明がありましたけれども、やはり民間事業者に委託したことによって、調査対象である国民とか企業に不信感を抱かせるというのは、これは大変困ったことですので、ここは明確に、その実務とか業務において信頼感が保てるような形で、確かにこれは国からこういう民間事業者に委託したものであります、かつ秘密の保護、情報セキュリティ等は十分確保されていますということを調査対象者に周知する必要があるということを強調しております。

それから、(イ)のところは、これは一度、ここでもそうですが、民間事業者の方にお越しいただいてヒアリングをしたわけですが、その中で出された主なものに関して から という形でまとめております。

それから、(3)具体的な措置、この意味は先ほど御説明したとおりでございますが、それに関して、基本的な考え方のところでも述べておりますけれども、民間事業者がノウハウ等を持つ分野では積極的に活用すべきであること。一方で、国側としては、現在も統計調査の民間委託にかかわるガイドラインというのが決められていますが、この基本計画が出ました後、総務省の政策統括官の方で、そのガイドラインを改定して、より効果的になるような形のガイドライン等を作成することにしています。

私の方からは以上です。

前原主査 ありがとうございます。

それでは、同じく第4ワーキンググループに御出席していらっしゃいます椿先生、よろしくお願いたします。

椿専門委員 私は、残念ながら先回の取りまとめのときに出られなかったので、一応コメントは出したところですが、今、廣松先生からお話がありましたように、あるいは先々回の会合で、このメンバーである引頭先生からも御指摘があったところですが、基本的に品質問題等に関しての考え方というのは、民間の活用ということとは少し独立して、もう少し大きい話として官庁統計全体で受けてくださいということで、今、御説明を伺いますと、その方向で合意してきたということで、大変よいことではないかと思えます。

官の世界あるいは民間の調査機関の世界全体で、この種の問題、どういうふうに質って考えたらいいのだろうかというもので議論していただければと思っています。

あとは、民間に関する現時点での実力というものに関して言いますと、これはかなり、ある

意味で予算制約上の問題で質が確保できないという部分が非常に大きいわけで、民の調査においても、膨大な民における予算を確保してやっているものについては相当な質を確保している現状はあるので、なかなかこの辺難しいところはあるかと思えます。相当この部分に関しても今のよ
うな仕掛けないしは仕組みの中で考えていただいて、むしろあるべき回収率とかということがだ
んだんなくなってしまって、どんどん回収率が下がって、それでいいんだという形のことに対し
て一定の歯止めをかけていただければ大変ありがたいと思えます。

民間開放の質の問題に関してはそういうことで、あと、セキュリティに関しては、私自身は質
とちょっと似た側面を持っていて、勿論、現時点では国が絶対的な信頼感を持っているというこ
とで、国がやっているからという形での信頼感というものがあるのは前提なんですけれども、今
後、むしろこういうシステムでこういう形でやっている、ここにあるように、そのシステムを
明示することによって説明責任を果たしていくという調査報告書のやり方は、大変そのとおりで
はないかと考えております。

あと、元に戻って、その調査員調査に関して、どういう部分が当面は、非常に大きな制度を変
更するとリスクが大きいという形で慎重な検討が必要かということに関しては、ここの 項から

項という形で、この話と、恐らくいわゆる基幹統計というものがどういうふうに定義されてく
るかという問題が大変大きな関係を持っているかと思うんですけれども、この基幹統計はおおむ
ね、やはり今現在のやり方を大きく転換することによって、統計情報が突然ゆがんでしまうとい
う、そのリスクを恐れる。むしろ質の問題とかセキュリティの問題ではなくて、その部分のリ
スクを現時点では取れない、その部分に関して、 、 は非常に一つの見識を示したもので
はないかと考えます。

一方で、これが基幹統計の定義とどうかかわってくるかというのが、基本的に私自身非常に関
心のあるところで、第4ワーキングというより、むしろ基本計画部会全体の問題なんだろうと思
いますけれども、そういうところに関しては、個人的には大変関心を持ってございます。

大体私の方の補足については以上でございます。

前原主査 ありがとうございます。

皆さんの方から何か御質問ございますか。

高橋専門委員 質問ではないんですが、感想ですけれども、私も民間の立場でいると、何とな
く民間、この方法論そのものは、では本当に民間に一生懸命にやろうとしているのか、そうでは
なくて、何か慎重に慎重にというスタンスがどうしてもこれだと強い。

例えば、この前の日経リサーチとクロネコヤマトを見ても、我々が今まで考えていないような
状況が民間の工夫で出てくる可能性があるのに、そういった可能性が何か全部ないような形のト
ーンが、例えば取り決めの方向性にしても、現時点ではこうなただけけれども、どうかわかない
のに何かすごく狭めているような印象を受けてしょうがないんですが、もう少し明るいトーンで
書いてもらえないかなという印象を持ちます。

前原主査 若干、今、修正の御発言がありました。

それでは、皆さんお気づきのことがございましたら事務局の方にお寄せいただくということで

お願いしたいと思います。引き続き、第4ワーキングと連携してやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて、その他ということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは事務局から、まず、1点目としまして、地方出先機関分科会への対応に関してということでございます。

特に資料はお配りしていませんが、まず経緯を御説明いたしますが、監理委員会では、本年検討を行う重点分野として国の地方出先機関の事務・事業を新たに位置付けまして、地方出先機関分科会を新たに設置して検討を進めているところであります。

この地方出先機関分科会においては、地方出先機関の事務・事業のうち、市場化テストになじむと考えられる事業を対象に横断的に検討を進めていくことにしておりまして、そのなじむ事務・事業の一つとして統計調査が挙げられているところであります。ただし、この統計調査についての検討ですが、地方出先機関分科会との関係といたしまして、統計調査分科会において検討してほしいというようなことでゆだねられたという経緯がございます。

この地方出先機関分科会では、検討に当たりまして、まず、各府省に自主的な見直しを要請しまして、その結果を踏まえてその後の検討を進めていこうということで、各府省に対し5月23日付の事務連絡によりまして作業を依頼しました。

その作業の内容としましてどういうことがあったかといいますと、まずは、地方出先機関の事務・事業のうち、市場化テストになじむと考えているものについてすべて抽出してくださいと。その上で、抽出した事務・事業それぞれについて市場化テスト実施の可能性を検討してくださいというものでございましたが、各府省から提出された回答を見ても、統計調査に当たるものについては、提出があった省もあれば全く提出がなかった省もあったというような結果でありました。これは、恐らく国の統計調査は基本的に本省で企画設計を行っており、他の、例えば施設の管理運営とか研修といった事務・事業と違いまして、地方出先機関で完結することはまずないというようなことから、これを地方出先機関の事務・事業として抽出することが適当なのかどうかということについて、各省でちょっと受け止め方がいろいろだったのかなと想像できるころであります。どのような判断で、どのような考えで各省が整理したのか定かではないというところではございます。

そこで、お手元の資料5をごらんいただきたいのですが、その上半分としまして様式1というものがございます。とりあえず、今後、統計調査分科会で検討を進めていくに当たりまして、この5月23日付事務連絡に対して各省が回答する際どのような考え方で整理したのかにつきまして、この様式1によりまして各省に照会し、事務局の方で把握してまいりたいと考えております。こちらにより各省の考え方を把握した上で、改めて今後の進め方について御相談してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地方出先機関分科会への対応ということでは、そういったことでございます。

次に、新たな対象事業の選定ということで、統計調査分科会としましても、次の公共サービス改革基本方針の改定に向けまして、新たな対象事業の選定について検討していく必要があると思

います。

それで、先ほどの資料5の下半分の様式2をごらんいただきたいのですが、現在既に市場化テストへの取組みを開始している省もあれば、検討を進めていただいている府省もあるといった状況にはありますが、これまで分科会として把握していないような取組みがあればというようなことで、そちらの様式2によりまして各省に照会を流しまして、把握をしてみたいと思っております。各府省から新たなものが出てまいりましたら、次回以降の分科会においてヒアリング等を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

前原主査 それでは、今の件につきまして御質問、御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、関係省庁への照会等を事務局で進めていただきたいと思います。

それでは、本日予定されました議題は以上でございますので、これで本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程につきましては、追って事務局から連絡をいたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございました。

それでは、事後打ち合わせを行いますので、傍聴の皆様は御退室をよろしくお願いいたします。

(傍聴者退室)